

担い手農業者への経営改善支援に関する連携協定

山形県農業経営相談所の運営主体である公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「甲」という。）と山形県よろず支援拠点事業の実施機関である公益財団法人山形県企業振興公社（以下「乙」という。）は、経営改善支援に係る相談業務について相互の連携を強化し、経営意欲のある農業者や小規模事業者等の二ーズに迅速かつ適切に対応することで支援活動の実効性を高めるため、次のように連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携により、経営意欲のある農業者や小規模事業者等に対する支援活動の実効性を高めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、農業者等の経営改善支援に係る相談業務や支援活動に関わる事項について連携を図る。

なお、連携事項に係る具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動においてお互いが知り得た事項（次の事項を除く。）を、協定書の有効期間及び期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

- (1) 提供された時点で既に公知の情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によるところなく公知となった情報
- (2) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 提供された時点で、当該第三者が既に保有していたことが書面により立証できる情報
- (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和元年7月25日

甲 山形県山形市緑町1丁目9-30
公益財団法人やまがた農業支援センター
理事長 若松正俊
【山形県農業経営相談所】

コーディネーター
寒河江孝

乙 山形市城南町1丁目1-1
公益財団法人山形県企業振興公社
理事長 平山雅之
【山形県よろず支援拠点】

チーフコーディネーター
尾形恵子